

熊本県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき熊本県建築物耐震改修促進計画第4章4で指定した緊急輸送道路の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工したものについて、耐震性を把握するため、平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の規定に基づく耐震診断（以下「耐震診断」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、国の社会資本整備総合交付金を活用して補助金を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に基づき算出された間接補助事業者の行う耐震診断に要する経費の3分の1以内の額かつ補助事業者が補助する経費の2分の1以内の額	2分の1以内

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請額の算定書
- (2) 事業費内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は当該年度の1月末日までとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号の規定に掲げるもののほか、補助事業者は規則第2条第6項の規定による間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させることとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号の規定により知事の承認又は指示を受けようとする場合は、それぞれ次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 廃止（中止）承認申請書（別記第 3 号様式）
- (2) 完了期日変更報告書（別記第 4 号様式）
- 2 規則第 7 条第 1 項の補助事業内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 補助金の額に変更を生じない内容の変更
 - (2) 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- 3 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は、前項第 1 号に該当するときは別記第 5 号様式により、前項第 2 号に該当するときは別記第 6 号様式によるものとする。
- 4 規則第 7 条第 3 項において準用する規則第 6 条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第 7 号様式）により、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第 8 号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第8条 規則第 13 条の実績報告書は、別記第 9 号様式によるものとする。

2 規則第 13 条の添付書類は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金精算調書
- (2) 補助金受入調書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の実績報告書の提出期限は当該事業完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日とし、その提出部数は 1 部とする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第 10 号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第10条 規則第 16 条第 1 項の請求書は、別記第 11 号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の請求書に支出計算内訳明細書（別記第 12 号様式）を添付しなければならない。

（証拠書類の保管期間）

第11条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、5 年とする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 19 年 5 月 31 日施行）

この要項は、平成 19 年 5 月 31 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 18 日施行）

この要項は、平成 21 年 6 月 18 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日施行）

この要項は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日施行）

この要項は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。